

3 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤の言語聴覚士を2名以上配置して言語聴覚療法を行った場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算する。

12 集団コミュニケーション療法（1回につき）
50単位
注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）又は指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）又は指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を受けている利用者又は入院患者に対して、集団コミュニケーション療法を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 集団コミュニケーション療法については、利用者又は入院患者1人につき1日3回に限り算定するものとする。

13 摂食機能療法（1日につき）
208単位

注 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）又は指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）又は指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を受けている利用者又は入院患者であって摂食機能障害を有するものに対して、摂食機能療法を30分以上行った場合に、1月に4回を限度として所定単位数を算定する。

14 短期集中リハビリテーション（1日につき）
240単位

注 指定介護療養型医療施設において、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を受けている入院患者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入院した日から起算して3月以内の期間に集中的に理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を算定する場合は、算定しない。

15 認知症短期集中リハビリテーション（1日につき）
240単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、指定介護療養施設サービスを受けている入院患者のうち、認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その入院した日から起算して3月以内の期間に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に、1週に3日を限度として所定単位数を算定する。

16 精神科作業療法（1日につき）
220単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護、指定介護療養施設サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入院患者に対して、精神科作業療法を行った場合に、所定単位数を算定する。

17 認知症老人入院精神療法（1週間に）
330単位

注 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護、指定介護療養施設サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入院患者に対して、認知症老人入院精神療法を行った場合に、所定単位数を算定する。

○厚生労働省告示第五十四号
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百一十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百一十七号）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百一十八号）及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百一十九号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十二年厚生省告示第二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月三日
厚生労働大臣 舛添 要一
第一号の表を次のように定める。

地域区分	サービス種類	割合
特別区	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千
	通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護福祉施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千六十八
	訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千八十三

<p>特甲地</p>	<p>訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防支援 居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与</p>	<p>千分の千五百</p>
<p>通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護</p>	<p>訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護</p>	<p>千分の千四十五</p>
<p>訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援 夜間対応型訪問介護</p>	<p>千分の千七十</p>	<p>千分の千七十五</p>

<p>甲地</p>	<p>介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防支援 居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与</p>	<p>千分の千</p>
<p>通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護</p>	<p>訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護</p>	<p>千分の千三十三</p>
<p>訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防支援</p>	<p>千分の千四十二</p>	<p>千分の千四十二</p>

乙地

<p>居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与</p>	<p>通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護</p>	<p>千分の千 千分の千二十二</p>
<p>訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護</p>	<p>訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防支援</p>	<p>千分の千二十五</p>
<p>その他</p>	<p>すべてのサービス</p>	<p>千分の千</p>

第二号の表の備考中「平成十八年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

公 告

罷 免

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成21年(ワ)第86号

千葉県市原市栢橋943番地1

債務者 株式会社シューエムテイナー

代表者代表取締役 梅本 賢司

1 決定年月日時 平成21年2月12日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 植竹 和弘

4 破産債権の届出期間 平成21年3月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成21年5月14日午後1時30分

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

平成21年(ワ)第114号

千葉県船橋市湊町2丁目2番20号

債務者 千代田開発株式会社

代表者代表取締役 松井 実

1 決定年月日時 平成21年2月13日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 合間 利

4 破産債権の届出期間 平成21年3月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成21年5月26日午前10時30分

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

平成21年(ワ)第132号

千葉県富里市日吉台1丁目23番12

債務者 株式会社文化総合企画

代表者代表取締役 平岡 和夫

1 決定年月日時 平成21年2月17日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 菅野 亮

4 破産債権の届出期間 平成21年3月17日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成21年5月27日午前10時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

平成21年(ワ)第133号

千葉県富里市日吉台1丁目23番12

債務者 株式会社平岡企画

代表者代表取締役 平岡 和夫

1 決定年月日時 平成21年2月17日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 菅野 亮

4 破産債権の届出期間 平成21年3月17日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成21年5月27日午前10時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

平成21年(ワ)第14号

川崎市川崎区大島1丁目15番3号

債務者 池田建設工業株式会社

代表者代表取締役 太田佳典子

1 決定年月日時 平成21年2月17日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 古澤 真尋

4 破産債権の届出期間 平成21年3月17日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成21年5月14日午前10時

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成21年(ワ)第51号

川崎市川崎区大師駅前2丁目8番16号

債務者 合資会社近藤製作所

代表者代表社員 近藤 正広

1 決定年月日時 平成21年2月17日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 本田 正男

4 破産債権の届出期間 平成21年3月17日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成21年5月14日午後1時30分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成21年(ワ)第33号

新潟県長岡市千手1丁目9番1号

債務者 株式会社長岡スケルトン企画

代表者代表取締役 五十嵐好子

1 決定年月日時 平成21年2月17日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 小林 彰

4 破産債権の届出期間 平成21年3月17日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成21年5月15日午前10時50分

新潟地方裁判所長岡支部破産係